

とか国庫とか都の支出金が来ますよね、来て、お金はあるのに、予算上ではこういうふう計上があるのに六十八万一千円が足りなくなるといふのがわからないというふうな質問だろうと思うんだけど、私は、ちょっと聞かせてほしいんですけど、六十三年のこの老健会計の当初では一千万、市が余分に持ち出しています。これを本来は都の負担分と市の負担分は同じ額なのに、一千万余計に持ち出している。なぜかというところでは、結局、その支払基金だとか国都の支出金があるのが後回しになるから、決定してから来るから、言ってみれば、とりあえず私はもうこの点では絶対不合理だと思うんだけど。お金の関係、財政的な関係で市が一千万余計に持ち出しているんだと。

これを、この補正一号ではここで約九百八十九万来てますね。これで当初に予算を組んだ一千万が、これでこういうふうになるんですか。この一千万、それとはまた別なのかな。そういうところを、このところをもうちょっと。当初一千万余計に組んだと言いましたよね、ここで支払基金から歳入で来しましたね、国都と合わせて。これは六十二年度分で、言ってみればこの六十三年度の、これは六十三年の補正一号だから聞くんだけど、六十三年当初で一千万余計に組んだ分のあれが来たのかなという、それとはまた違うんだろうとは思うんだけど、このところの関係をちょっと教えてほしいと思います。言っていることがわかるかな。

○福祉部長（石川和夫君） 六十二年で一千万、予備費を組ませていただいて、また六十三年度ももちろん一千万組ませていただいて繰り入れさせていただきましたけれども、なおかつ六十八万一千円が不足したということでございます。

○十二番（原 敏子君） じゃあ、あれだけども、じゃあこの六十八万一千円は医療費の、言ってみれば一千万組んでも、なおかつ六十八万一千円足りなくなっただんたというわけでしょう。そうすると、それは計算間違いとか、見込み違いとか、何というのか、予想以上に医療費が伸びたとか、何かあるわけでしょう。その六十八万一千円足りなくなっただんたから。その理由はどうかというのと、歳入のこの支払基金と国都の支出金、歳入で来ますよね、予備費に回すやつが、これはどの分が来るんですかというんです。いつの精算分ですかというんです。わかるね、その点。

○福祉部長（石川和夫君） 大変済みません。まず六十二年度の関係につきましては、二月分が非常に医療費が多かったと、これは新聞報道でもなされていたと思いますけれども、原因はうるう年と、それからインフルエンザというふ

うなことが新聞の中には入っていたようですけれども、今までにないような額で、これは全国的に伸びたというふうなこと、当市におきましても同様でございます。またサンシャインヴィラの絡みの中にもあります。

そうした中で、当初一千万を予備費に計上させていただきました。足りるというふうなことであったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、四月の十日の時点でなおかつ六十八万一千円不足したというふうなことから、繰上充用させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。（「その歳入についてちょっと言っていたきたい」と呼ぶ者あり）

歳入につきましても、これは六十二年でございいます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって報告第三号は、原案のとおり承認されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第二十八号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十八号下水道事業の事務の委託について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

今回提案申し上げました議案は、昭島市と下水道の事務委託について、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により、施設の建設及び維持管理に関する事務の執行及び管理を昭島市に委託しようとするものでございます。まず事業の内容といたしましては、福生市公共下水道事業のうち、雨水計画でございますが、立川第二排水区の区域、いわゆる福東地域の雨水排除は昭島市内の玉川上水側道への昭島市公共下水道残堀二号幹線及び枝線に流入し、

残堀川へ放流する計画となっております。

このたび昭島市において、流末より工事着工の運びとなった次第でございます。その面積は、全体で百九・六ヘクタールのうち、福生市分が三十二・五ヘクタールでありまして、管の延長は四千二百九十メートルでございます。全体事業の建設年度は、昭和六十三年から昭和七十年までの八カ年計画となっております。なお、本年度の負担分については既に当初予算に計上してございます。

それでは規約の内容につきまして御説明申し上げます。

第一条でございますが、委託事務の範囲を規定したものでございまして、福生市を甲とし、昭島市を乙とし、福生市の福東地域の雨水を、残堀川に流入させるための施設の建設及び維持管理の事務の執行及び管理を昭島市に委託しようとする内容でございます。

第二条では、執行及び管理の方法を定めたもので、昭島市公共下水道事業計画に定めるところにより、執行、または管理をしていくことを定めたものでございます。

第三条は、経費の負担を定めたもので、委託する事務の執行及び管理に要する経費は、福生市において負担する旨を定めたものと、二項では、前項の規定する額及び納付の時期は、福生市長、昭島市長が協議して定めようとする旨を規定した内容でございます。

第四条並びに第五条でございますが、これは委託事務に係ります経理及び清算についての諸規定を定めているものでございます。

第六条は、前各条に規定するもののほか、委託事務の執行及び管理に関し、必要な事項は、福生市長及び昭島市長が協議して定めようとする内容でございます。

附則につきましては、この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する旨を規定したものでございます。

なお、本件は、昭島市におきましても六月定例議会に上程をされております。

以上、大変雑駁でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君）

日程第七議案第二十九号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更に付いてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第二十九号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更に付いて、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本件につきましては、御案内のように昨年十二月の本会議におきまして御議決をいただきました福生伝染病院組合及び東京都市町村交通災害共済組合が、去る三月三十一日付をもって解散をいたしました。このことによるその構成団体の減少に伴いまして、東京都市町村公平委員会共同設置規約を一部改正しようとするものでございます。

その改正内容でございますが、規約中の別表から「福生伝染病院組合」及び「東京都市町村交通災害共済組合」を削ろうというものでございます。

次に附則でございますが、この規約は、昭和六十三年九月一日から施行しまして、六十三年四月一日から適用しようと、そういう内容でございます。

非常に雑駁ございましたが、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 質疑というか、この問題については伝病組合を、解散するときについても申し述べましたように、そういう単なる合理化というふうに言えるものじゃないので、経費の節約と単純に言えるものじゃないので、そういう点で、このことについても関連がありますので、私どもは反対をするということだけ表明しておきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十九号について採決いたします。

起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第二十九号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第三十号東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十号東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合の規約の変更について説明申し上げます。

本件につきましては、ただいま御決定をちょうだいしました議案第二十九号と同様な趣旨によるものでございまして、東京都市町村交通災害共済組合など四つの一部事務組合並びに福生伝染病院組合が、去る三月三十一日をもって解散をされまして、新たに東京市町村総合事務組合が本年四月一日をもって設立をされました。このことによります構成団体の変更により、本退職手当組合規約の一部を改正しようとするものでございます。

その改正内容でございますが、まず別表第一において、「東京都市町村交通災害共済組合」等四つの組合と「福生伝染病院組合」を削りまして、新たに「東京市町村総合事務組合」を加えようとするものでございます。

次に別表第二の改正でございますが、この別表第二は、組合議会議員の選出する選挙区及び議員定数を定めたものでございまして、第一区において「福生伝染病院組合」を削りまして、さらに同表第二区において「東京都市町村交通災害共済組合」等、四組合を削り、新たに「東京市町村総合事務組合」を加えようとするものでございます。

次に附則でございますが、この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行しまして、昭和六十三年四月一日より適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） この件につきましても議案第二十九号と同様で、私どもは反対とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十号について採決いたします。

起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第三十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第三十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第三十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第一号）の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、防衛補助による中福生公園、熊川緑地の補助金の決定、老人保健医療特別会計の昭和六十二年決算見込みによる繰入金等の決定を見たことによる補正予算でございます。

それでは予算書に基づきまして内容の説明をさせていただきます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ二千八十八万四千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ百三十二億八千五百四十万円と定めようとするものでございます。

第二条は、地方債の補正でございます。対象事業費の変更に伴う増減変更をお願いしようとするものでございます。

三ページをお開きいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料の使用料におきまして四百七十二万七千円の追加でございますが、これは市営住宅使用料で賦課使用料の確定等による増分でございます。

次に国庫支出金の百三十万六千円の追加は、中福生公園の二百八十一万円の増と熊川緑地の百五十万四千円の減との相殺額でございます。

次に繰入金の特例会計繰入金九百八十九万一千円の追加は、老人保健医療特別会計の六十二年決算見込みによる精算繰入金でございます。

次に諸収入の雑入三百九十六万円の追加は、市営住宅の火災に対する損害保険金でございます。

次に市債の百万円の追加につきましては、中福生公園、熊川緑地の国庫補助金の變更に伴う中福生公園二百十萬円の増と熊川緑地百十萬円の減との相殺額でございます。

以上が歳入で、総額二千八十八万四千円となり、歳入予算総額百三十二億八千五百四十万円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして百五十七万二千円の追加は、熊川、武蔵野会館及び本町会館の修繕に対する補助金でございます。

次に土木費の都市計画費六十三万四千円の追加は、中福生公園の用地買収面積の増に伴う買収費四百五十四万八千円の増と、熊川緑地の用地買収面積の減に伴う三百九十一万四千円の相殺額でございます。

次に住宅費の四百七十二万七千円の追加につきましては、住宅の修繕料六十四万一千円、受水槽の検査手数料三万四千円、それと市営住宅管理基金積立金として四百五十二万円に充てるものでございます。

次に教育費でございますが、保健体育費の体育施設費九十二万一千円の追加は、落雷により競技場の照明施設が一部損傷したことによる修繕料でございます。

次に予備費でございますが、一千三百三万円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額二千八十八万四千円の追加で、歳出予算総額百三十二億八千五百四十万円と相なる次第でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。まして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第三十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） それでは御指名をいただきまして、議案第三十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

まず二五ページをお開きください。総則につきまして申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ一千二百万円を追加し、歳入歳出それぞれ十九億九千三百五十八万七千円と定めようとするものでございます。

次に二七ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますけれども、繰越金におきまして一千二百万円の増額でございます。これは昭和六十二年度におきまして、国庫特別調整交付金一千二百万円が交付されたものでございます。これは国保の資格マスター作成、課税事務の電算化、収納システムの電算化、医療費の適正化等の実績によりまして特別に交付されたものであり、今回これを繰越金に充当させていただくものであります。

次に歳出でございますけれども、その条件の一部といたしまして、総務管理費に三百十万五千円を補正し、この交付金の一部でパーソナルコンピュータを導入し、事務の効率化を図ろうとするものであります。

また残り八百八十九万五千円は予備費に充当しようとするものであります。

この結果、歳入歳出予算総額は、それぞれ十九億九千三百五十八万七千円と相なるものでございます。

以上、大変雑駁な御説明でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 三四ページの一般管理費のパーソナルコンピュータ一式は、備品購入費というときの説明で、今の説明のとおりだと交付金の条件であるという表現だったんですけれども、条件付きの交付金という形なんであるのかなと思っているんですけれど、その辺、もうちょっと説明してもらった方が、構成委員じゃないものですから。

それともう一つは、三百万、パーソナルコンピュータ一式でどういうものだと三百万になるのかな。パーソナルコンピュータというのは、御承知のようにオフィスコンピュータと違いますから、規模その他があるんですけれども、今どき三百万というのは相当高級な機種じゃないと足しても三百万にならないですよ。そういう物をそろえて、もしかかこういう物を、この程度の物を買えという条件がついているのかもしれないんだけど、そこは、さっきの条件付きの交付金ということと重なる質問なんですけれど、どういふものになるか、ちょっと教えてもらいたい。

○市民部長（小野光朗君） まず、ただいまの御質問の条件つきということでございますけれども、内々の指導というふうなことで、その辺を御指示いただいたということでございます。

それとパソコンのことでございますけれども、これは現在、東京都においても月報とか年報とか、いろいろさまざまな報告書類等、あるいは事務的な処理の問題があるんでございますけれども、それらをFACOMとかNECというところで一つのシステム化しているわけでございます。そして、そのシステム化したのが二十六市あるいは二十三区で大分普及してきておりまして、それらの電算化というのがどこでも今大体検討中でございます。あるいはもう既に入っているところもございます。そういう意味におきまして、そのシステムに合った機能ということで、この機能の名称等については省きますけれども、それがこの値段であるということで見積もりをさせていただきました。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）　ちょっと、これまたおかしいことを言うと思うんですよ。まず一つ目ね、さっきは条件と言ったんです。今度は指導になった、どっちなの、それちょっとよくわからない。つまり条件というからには、あるいは指導というからには、それは行政用語なんだから意味があると思うのね。きちんとした意味づけをしたような用語でなければ不適切だと思うの。そこはちゃんとしてほしいと思うんですね。

それからもう一つ、次の方がもっと問題ですね、つまりパーソナルコンピュータに関しては、二十六市その他のところで使っている、例えばフォームがあるんだと。決まったものがあるから、こういうものを各市と合わせて入れるという意味なの。今聞く限りでは、そういう意味なんだよ。そうすると全部、規格の物があるから、その規格の物を入れますよでは済まないんじゃない。じゃあ何で自治体がそれぞれこういうときに見積もったりなんかする意味が出てくるわけ。それはちょっとわからないんだな。そこは多分説明の仕方が違うんだろうと思うんですよ。だからもう一遍説明してくださいませんか。

○市民部長（小野光朗君）　どうもなかなか説明不足で、どうもまことに申しわけありません。

ただいま申し上げましたとおり、これは条件という言葉がちょっときつかったと思いますけれども、そういう内々に御相談があったということに御了解いただきたいと思います。

それが一点と、あとパソコンのことでございますけれども、答弁の中でワープロのほかにプリンターもついているということでございます。

それとあと一点でございますけれども、これらについては東京都の中で、やはり月報、年報等の報告等につきまして、やはりある程度統一した事務の合理化が今進められているわけでございますけれども、その中で東京都の開発したシステムを導入したいということでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）　今のいいですか、条件ではないんだと、次のときは指導ではないんだと、内々に話が合ったんだと。そうしたら、さっきの一番最初の根拠であるところの、つまり交付金が来るに当たっては、この交付金でコンピュータを入れなさいと、そういうような趣旨だということになっちゃうけれども、そうしたら千二百万と三百万の間には当然差が出るでしょう。これはどう考えていいんですか。

それは、つまり交付金について、つまり交付金というのは、お札にこれを買いなさいと書いてあるわけじゃないん

だから、お金が来るわけでしょう、それを買うのは、この場合には自治体がそれぞれ判断して使っていくわけですよ。その千二百万の交付金のうちの三百万は、これで使いなさいというふうに来た分になるんですか。

ここまでは疑問だけ出しておきますけれども、そういうふうな理解するとすると、次のことが問題になってくるわけですよ。つまり三百万のものだよと、それは東京都の規格のソフトがあるんだよと、それに合ったハードを買いなさいと。そういうふうな丸ごとセットで三百万だと、千二百万のうちの三百万の姿、そういうふうな理解していいのか。そういうふうな形での提案だというふうな理解していいんですか。そうすると、その質問に答えた上で、さっきのは残った金額の九百万はどういうふうにかというだけ伺っておきたい。

○市民部長（小野光朗君）

あくまで、この補助金につきましては特別調整交付金ということで、先ほど申し上げました理由でもって参ったわけでございますけれども、ただ当市といたしましても、いずれにしても東京都の様式というふうなものの報告の内容等の書式等が、今度開発しました様式に大体沿っているようなものが多いわけです。そうしまして、市としても、いずれにしてもこれは導入しなけりゃならない。たまたま市費で導入するよりも、そういう交付金があったということでもって、それを活用させていただきたいというわけでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）

わからない、絶対。今の残りの分のことの説明がないと、それは後でして。九百万については何も言わないけれども、それは残りだから、それはちょっと。まだわからない。

つまりもう一遍ちゃんと聞くけれども、いいですか、もともとは市費で買わなければいけないものだったけれど、この際、交付金が来たからこれで買うじゃ、最初と最後の話じゃ全然違うじゃないのよ。このお金をどういう趣旨でもらったかということに関して、部長は言い方が変わってきたよ。言い方が変わってきたよ、少なくとも前提としてはパーソナルコンピュータ——それはワープロもできるでしょう、いろんな整理事務もできるでしょう、事務の能

率化が非常にいいものだと思えます、僕も使っているんだから、大好きなんだから、僕はコンピュータが。だけれど、今の話が違うじゃないの、そのためにくれたのか。今、どういう目的で出てきたかということが二転三転するようでは、その交付金の内容が非常に疑問の中になっちゃうでしょう。だからちゃんと説明してくださいと言ったのに、ずっと変わっているんだもの。こういう説明では、市長、困るよ。

○議長（村尾栄次君）　暫時休憩いたします。

午後六時二十五分 休憩

午後六時三十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（小野光朗君） ただいまの遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。確かに特別調整交付金ということで、条件というふうなことに於いての表現が適切じゃなかったと思います。私の方といたしましては、そういう交付金をいただきましたので、この機会にこういうパソコンを導入して事務の合理化という効率化を図りたいということで、よろしくお願い申し上げます。

○十一番（松山 清君） そうすると、もちろん原議員が、また厚生委員会では細かくお聞きすると思いますが、一千二百万というのは、これは何にでも、言ってみれば一般財源、性格的には一般財源になっているわけだから、別にパソコンを買わなくてもそれはそれでよかったわけでしょう。何と何を買いなさいということとで一千二百万じゃなくて、いわゆる特別調整交付金、いわゆる一般財源に充当していいわけでしょう。だとすれば、そのパソコンを買うという動機が発生したのは一体いつの時点なんですか。前々からずっとこういうパソコンを買う動機というのはあったんだと私は思うんだよね。あったんでしょう。

なぜ、本来なら三百万からするものを、この際買うんじゃなくて、本来、本当にこの事務合理化をするという気持ちだったら、当然当初予算で予算計上すべきが本当だと思うんですよね。突然としてこういうものを買うという衝動に（発言する者多し）うるさいな、黙ってなさいよ。突然にこの三百万もの買うという衝動にかられたとしか見えなわけですね。なぜ、あれですか、当初予算の段階ではそういうものを、どうしても必要なものなら当然当初予算でやるべきだと思うんですよね。

別に千二百万は結局最終的には一般財源そのものなんだから、ここでそういうふうに出てくること自体が、何ともしやまじめにパソコンを入れて事務合理化をするという考えは、むしろ後からついたのかなという感じを私は率直にせざるを得ないんですね。その辺では、いつの時点から、前々からこのパソコン導入というものは持っておったんですか。その辺だけ……。

午後六時二十五分 休憩

開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（小野光朗君） ただいまの遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。確かに特別調整交付金ということで、条件というふうなことに於いての表現が適切じゃなかったと思います。私の方といたしましては、そういう交付金をいただきましたので、この機会にこういうパソコンを導入して事務の合理化という効率化を図りたいということで、よろしくお願い申し上げます。

○十一番（松山 清君） そうすると、もちろん原議員が、また厚生委員会では細かくお聞きすると思いますが、一千二百万というのは、これは何にでも、言ってみれば一般財源、性格的には一般財源になっているわけだから、別にパソコンを買わなくてもそれはそれでよかったわけでしょう。何と何を買いなさいということとで一千二百万じゃなくて、いわゆる特別調整交付金、いわゆる一般財源に充当していいわけでしょう。だとすれば、そのパソコンを買うという動機が発生したのは一体いつの時点なんですか。前々からずっとこういうパソコンを買う動機というのはあったんだと私は思うんだよね。あったんでしょう。

なぜ、本来なら三百万からするものを、この際買うんじゃなくて、本来、本当にこの事務合理化をするという気持ちだったら、当然当初予算で予算計上すべきが本当だと思うんですよね。突然としてこういうものを買うという衝動に（発言する者多し）うるさいな、黙ってなさいよ。突然にこの三百万もの買うという衝動にかられたとしか見えなわけですね。なぜ、あれですか、当初予算の段階ではそういうものを、どうしても必要なものなら当然当初予算でやるべきだと思うんですよね。

別に千二百万は結局最終的には一般財源そのものなんだから、ここでそういうふうに出てくること自体が、何ともしやまじめにパソコンを入れて事務合理化をするという考えは、むしろ後からついたのかなという感じを私は率直にせざるを得ないんですね。その辺では、いつの時点から、前々からこのパソコン導入というものは持っておったんですか。その辺だけ……。

○市民部長（小野光朗君）

確かに御指摘のとおり、本来でしたら当初予算等で計上すべきだったと思うんですけども、なかなか財源的に三百万という大金がございませんし、なかなか一気にとれないというところに、そういう願望は持っていたんでございますけれども、たまたま交付金が来ましたので、この際ということとで、ぜひとも早めに入りたいというふうになったわけでございます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君）

日程第十一議案第三十三号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきまして、議案第三十三号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

四一ページをお開きいただきたく存じます。先ほど専決処分の中で御説明申し上げましたとおりでございます。予備費九百八十九万一千円を減額いたしましたして、一般会計の繰出金といたしまして九百八十九万一千円を補正しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第三十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二議案第三十四号福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）  
○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第三十四号福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について御説明を申し上げます。  
本案は、多年にわたり福生町農業委員会委員及び福生市農業委員会委員として福生市の発展に貢献されました、福生市大字熊川六九五番地、林 幸男氏を、福生市表彰条例の規定に基づき自治功勞表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。  
○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
これより議案第三十四号について採決いたします。  
お諮りいたします。

○議長（村尾栄次君） 本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十三議案第三十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）  
○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第三十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。  
本案は、多年にわたり福生町農業委員会委員及び福生市農業委員会委員として市行政に貢献されました、福生市大字福生一〇三一番地、小野茂時氏を、福生市表彰条例の規定により表彰審査委員会の答申をいただきましたので、一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。  
○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
これより議案第三十五号について採決いたします。  
お諮りいたします。

○議長（村尾栄次君） 本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、原案のとおり同意されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十四議案第三十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名をいただきましたので、議案第三十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、多年にわたり学校歯科医として市行政に貢献されました、福生市志茂九七番地二、故早崎 彰氏を、福生市表彰条例の規定により表彰審査委員会の答申をいただきましたので、一般表彰いたそうとするものでございます。慎重御審議をいただき、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、原案のとおり同意されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十五議案第三十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名をいただきましたので、議案第三十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生駅自由橋通路改良事業に際し、自由橋通路用地九十・一八平方メートルを寄附されました、福生市大字福生六二六番地、田村半十郎氏を、福生市表彰条例の規定により表彰審査委員会の答申をいただきましたので、一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、原案のとおり同意されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十六議案第三十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名をいただきましたので、議案第三十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。  
本案は、国際交流事業を深く認識し、その基金として現金一千万円を寄附いたしました、福生市大字熊川一四九九

番地三、小川久作氏を、福生市表彰条例の規定により表彰審査委員会の答申をいただきましたので、一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十八号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十七議案第三十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第三十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生駅西口再開発事業の重要性を深く認識し、福生駅西口公園シンボルゾーン内に時計塔を寄附いたしました、福生市大字福生一〇四八番地、株式会社埼玉銀行福生支店内、東京福生ロータリークラブを、福生市表彰条例の規定により表彰審査委員会の答申をいただきましたので、一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十九号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十八議案第四十号市道路線の認定についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

この路線は、来る七月一日に予定されております秋川市との行政界変更によりまして、福生市に編入される土地内に位置しており、幅員二・七三メートル、延長百四十八メートルの道路でございます。現在、秋川市が路線認定し管理しておりますが、行政界変更に伴いまして福生市が引き継ぐ形で、道路法第八条第二項の規定によりまして認定し管理しようとするものでございます。

路線名称を「田園六七」号線とし、起点を北田園一丁目四一八番地先に、終点を南田園三丁目三四一三一番地先と定めるものでございます。

なお秋川市においては、七月一日をもって廃止をすべく現在手続を進めているところでございます。  
以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。